

働き方の多様化に伴う 会計リテラシー教育の不可欠性

—大学で求められる初年次教育—



千葉商科大学基盤教育機構 准教授

渡邊 圭

WATANABE Kei

プロフィール

学歴：

2022年3月千葉商科大学大学院 政策研究科 博士課程修了(政策博士)

著書：

渡邊圭 (2023)

『日商簿記3級ハイパートレーニング論点別問題&模擬試験問題』中央経済社。

1. はじめに

本稿では、働き方の多様化に伴い、会計教育の視点から大学における初年次教育の方向性を考察する¹。業界を代表する株式会社電通と株式会社タニタは、2017年以降に従業員の個人事業主化という新しい働き方を導入した。本稿では、新しい働き方について、従業員・労働者が企業に対して労働に従事することを約し、企業がこれに対してその報酬(給料・賞与)を与えることを約することによって成立する雇用形態を意味するのではなく、企業と個人事業主(元従業員)との間に締結された契約形態(請負契約、業務委託契約)と定義する。

業界を代表する企業が上記の働き方を導入したこと

で、今後、他の企業へ広がる可能性があり、元従業員は個人事業主として、自身の自己責任のもと、財務諸表を作成して、税務申告、経営管理、国民年金及び国民健康保険の自己負担等を行わなければならない²。現在、ICT (Information and Communication Technology) が発展し、会計ソフト等に証憑書類のデータを取り込むことで自動的に財務諸表を作成することができる³。そのため、今後は財務諸表を利用するための知識及び技術を習得するために必要な、会計リテラシー教育が求められる。

日本公認会計士協会(2017)によれば会計リテラシーとは、「広く国民が社会で活躍していくための会計の基礎的な素養」と定義しており、専門知識としての会計の知識を指すものではない⁴。また、2017年7月に文部科学省から公表された中学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編の公民的分野には「資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である」⁵と示されており、義務教育の段階ですべての生徒に対して会計リテラシー教育が求められていることがわかる。

1 本稿における初年次教育の方向性とは、財務諸表を作成するための知識及び技術と財務諸表を読み取るための知識及び技術の両者を指すことにする。本稿における会計リテラシーとは、企業が公表している財務諸表の情報検索力やその情報を読み取るために必要な入門的な知識及び技術と定義する。

2 東京国税局は、2021年7月に飲食宅配サービスを行っているUber Japan株式会社(東京)に対し、配達員である個人事業主の報酬等について情報提供を求めたこともあり、確定申告の無申告者が増加する可能性を懸念している。確定申告の無申告者は重加算税が賦課されてしまい、このような納税者を増加させないためにも、申告に必要な会計情報を示すことができる、複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表が求められる。

3 証憑書類が紙媒体で手書きの場合、会計ソフトが取引データを読み取れない場合がある。また、タクシー代の領収証は通常、旅費交通費として処理するが、接待等で利用すると接待交際費になり、証憑書類のみでは用途を読み取ることができない等、取引データの取り込みに問題が生じることがある。

4 日本公認会計士協会(2017)「会計基礎教育の推進に関する基本方針」1頁。また、同協会では、小学校から高等学校までの体系的な会計教育の指導内容について検討されている(日本公認会計士協会(2019)「会計基礎教育の歴史と現況」日本公認会計士協会出版局、82-130頁)。

5 文部科学省(2017)「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編」146頁。

以上のことから、会計リテラシー教育は不可欠であり、大学で求められる初年次教育の在り方について検討を行う。

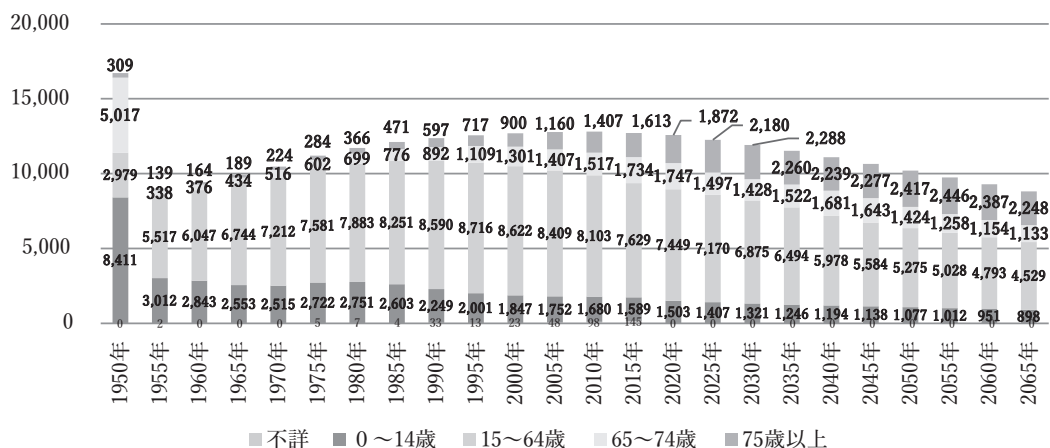
2. 新しい働き方導入の背景

今後、定年退職を直近に向かえる高齢労働者の増加により、企業は退職金を支払うための巨額資金を確保しなければならない。我が国では高齢化が現在よりも進展すると予測されており、高齢化の推移は図表2-1のとおりであるが、2065年には約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上になるというデー

タから、我が国の高齢化が進む傾向にあることがわかる⁶。

高齢化が進展することで、定年退職見込者層である高齢労働者の増加が見込まれるため、企業の人件費負担が過大になることがわかる⁷。従業員の雇用区分には、正社員、契約社員、パートタイム労働者、派遣労働者等がある⁸。新しい働き方の影響を受ける従業員については、図表2-2のとおり、契約期間の定めがなく、就業規則に基づき労働契約を締結した正規雇用の従業員が該当する。正規雇用の従業員に対して終身雇用制度が適用され、契約社員、パートタイム労働者、派遣労働者は契約期間の定めがあり、終身雇用制度が適用されない⁹。

図表2-1「我が国の高齢化の推移」 (単位：万人)



(出所) 内閣府(2020)『高齢社会白書』令和3年版を参考に筆者作成。

図表2-2「我が国における従業員の雇用形態」

雇用形態	定義	雇用区分
正社員 (本稿で取り扱う従業員)	期間の定めがなく、就業規則に基づく労働契約を締結した従業員。	正規雇用
契約社員	期間の定めがあり、就業規則に基づく労働契約を締結した従業員。	非正規雇用
パートタイム労働者	正社員に比べて労働時間が比較的短期の労働契約を締結した従業員。 スポット的に労働時間を定め労働契約を締結した従業員。	
派遣労働者*	労働者が人材派遣会社(派遣元)との間で労働契約を結んだ上で、派遣元が労働者派遣契約を結んでいる会社(派遣先)に労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働く従業員。	間接雇用

(出所) 厚生労働省 HP を参考に筆者作成。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/roudouhou_shakaihoken.html
(アクセス：2023年6月5日。)

*2013年改正の労働契約法により、有期の雇用契約が回復更新されて5年を超えた場合、本人の希望により無期雇用転換できる法改正があった。

6 内閣府が2020年6月11日に公表した令和3年版高齢社会白書によれば、我が国の総人口は2020年10月1日現在、1億2,571万人であり、65歳以上人口は3,619万人、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は28.8%とされている。

7 国税庁長官官房企画課が2019年9月に公表した令和元年分民間給与実態統計調査-調査結果報告-にある、第10表事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額(続)の60歳から64歳の平均給与は4,107千円であり、これは全年齢の平均給与4,364千円に近い金額であることから、企業側で従業員の定年引上げは、人件費負担の過多になるため、この数値からも終身雇用制度の維持が困難であることがいえる。

8 その他、正社員よりも所定労働時間や所定労働日数が短期の短時間正社員がある。

9 従業員の雇用制度は、労働基準法(1947年法律第49号：2020年4月1日施行)に基づく労働契約により定められている。労働基準法には、労働契約には期間の定めのない契約と期間の定めがある契約がある。期間の定めがない契約による従業員は正社員または正規雇用者とされ、終身雇用制度が適用される。

ここで、企業の人件費負担増加を示すために賞与をもとにして論じる。賞与については、厚生労働省が2023年1月13日に公表している令和4年民間主要企業年末一時金妥結状況について、過去10年の推移を図表2-3で見ると、平均賞与年額が毎年増減を繰り返しながら増加しているのがわかる。2020年と2021年はCOVID-19の世界的な感染症の影響があり、企業の業績が著しく低下したため、賞与が引き下げられたと考える。しかし、2022年からは賞与額も2019年の水準に回復の傾向が読み取れる。

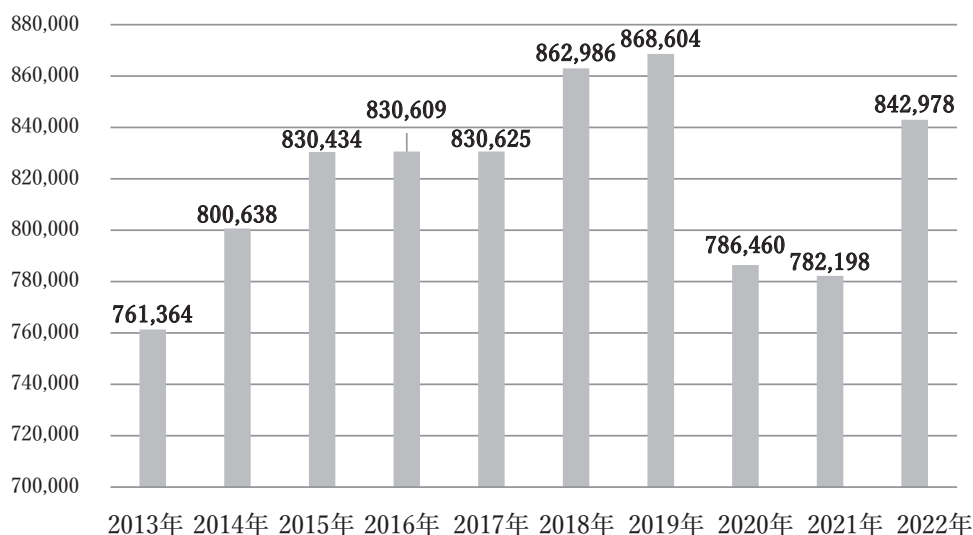
2022年の平均賞与年額は従業員1人当たり842,978円とされており、企業における人件費負担が過大になることがわかる¹⁰。2022年と2013年を比較すると、従業員1人当たり81,614円増加しており、企業における正規雇用の従業員割合は高いことから、賞与による巨額の人件費負担が伺える。今後も増減を繰り返しながら増加していくことが想定される。

仮に、上記の平均賞与年額をベースとして正社員の従業員を100名雇用すれば、84,279,800円、1,000名雇用すれば842,798,000円の人件費負担が企業に課されることになる。

ここで、新しい働き方の導入可能性について、経営者の受託責任という視点から論じる。株式会社では、資本と経営の分離のもと、経営者は株主から拠出された資本の運用管理について受託責任を負う¹¹。株式会社の成立段階で、株主は手許資金から出資を行い企業が発行した株式を取得する。一方で、経営者は株主から拠出された受託資本を運用するため、財務管理及び運用責任が課されることになる。これにより、経営者は株主に対して受託責任（スチュワードシップ）が発生する¹²。

取締役である経営者は、株主から受託された資本（資本金）を維持しながら、その運用管理の成果となる利益を、最大限創出するように務めなければならない。

図表2-3「過去10年における平均賞与年額」 (単位：円)



(出所) 2010年から2019年の過去10年分の民間主要企業年末一時金妥結状況 (厚生労働省) を集計して筆者作成。

- ¹⁰ 厚生労働省 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08894.html (アクセス : 2023年6月5日。) 調査対象 : 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業336社。
- ¹¹ 会社法(2005年法律第86号 : 施行日2021年3月1日) 2条の大会社(資本金5億円以上または負債200億円以上)は監査役設置会社となり、監査役(会計参与を設置においても)の設置が必要である。監査役設置会社は取締役会設置会社にもなり、会社法331条5項により取締役を3人以上いなければならない。経営者は株主(他人)の財産を運用管理するため管理能力に問題のある者は取締役になれないという法的制約(会社法331条1項)もある。取締役は株主総会で選任され、任期(原則2年で定款等の制限がなければ何度も再任可能)の満了まで株主に資本運用を委託された取締役(経営者)は受託した資本の運営管理を行う。
- ¹² 武田(2008)は受託責任の貨幣的表現について「『出資者』と『企業』(経営者)との関係は、株式会社であれば『プリンシパル』(本人)と『エージェント』(代理人)との関係として理解され、エージェント(代理人=経営者)は、プリンシパル(本人=出資者)に対し、善良な管理者として、その貨幣の運用を委任された関係にあるので、『財産の管理責任』すなわち『受託責任』(スチュワードシップ)を負うことになる。したがって、『貨幣資本』は、受託責任たるエージェントにとっての受託責任の貨幣的表現であると解することができる」と述べており、貸借対照表の資本金等を通じて受託責任を客観的に貨幣評価ができるとしている(武田隆二(2008)『最新財務諸表論 第11版』中央経済社、61頁。)

運用管理の成果は、財務諸表等を通じて株主総会にて報告が行われる¹³。このため、経営者には株主の利益を阻害するような経営を行わないように、業務遂行や経営意思決定をする義務がある。仮に、経営者等の役員が、株主の利益を阻害する経営を行った場合、株主から損害賠償請求がなされることもある¹⁴。

株主の利益を阻害する経営とは、経営判断の誤りである任務懈怠、法令違反、監視・監督義務違反がある。ここでは、経営判断の誤りである任務懈怠に焦点を当てて新しい働き方と経営者の受託責任について考察する。経営者には、株主から取締役として選出されたという意味で、経営者自身の判断が一定程度尊重されるという経営判断の原則を有している¹⁵。

株主への配当となる源泉には、会社法105条1条1項にある、利益配当請求権の財源となる利益剰余金等がある¹⁶。利益処分等による配当額は、株主総会で決定されるが、利益処分の財源が増加すれば株主への配当も分配可能な範囲で増加させることができる。上記で示したとおり、新しい働き方は、従業員に係る多額の人件費コストの減少が行えるとともに、当期純利益を増加させることができることから、株主の利益を無駄に社外流出させない経営戦略であるといえる。

また、新しい働き方は、株式会社電通や株式会社タニタといった業界を代表する企業が導入したことにより、社会的にも認知された契約形態である。そのため、新しい働き方を導入しないことは、人件費等のコスト

削減が行えるにもかかわらず、配当財源となる当期純利益の増加をさせる機会を見逃したと考えることができる。

これは、株主の利益を著しく阻害する経営判断が行われたとして、経営者の任務懈怠が問われる可能性があり、経営者には適切な説明責任が求められる。株主からすれば、経営者による適切な説明責任がなければ、経営陣の責任を追及するため、株主代表訴訟により役員を訴える可能性がある¹⁷。

以上のことから、企業の人件費負担増加及び経営者の受託責任という視点から多くの企業で新しい働き方が導入される可能性がある¹⁸。

3. 会計リテラシー教育導入の課題と方向性

大学における会計リテラシー教育の前に中学校の会計教育について論じる。日本公認会計士協会が2022年5月に公表した中学校における「会計基礎教育」対応状況調査(第2回)の結果について(以下、同調査とする。)によると、授業での取り扱い状況を見るとアンケートに回答した中学校の半数が企業会計について数分程度しか触れておらず、残りの半数は授業でも取り扱われていないのが現状である¹⁹。同調査に回答した中学校のうち4校は事例による会計情報の活用方法について授業展開がなされたとしているが、会計教

13 会社法適用会社の財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書であり、会社計算規則に従い作成する。また、金融商品取引法適用会社は、財務諸表等規則に従い、上記の財務諸表に加えてキャッシュ・フロー計算書を作成する。

14 会社法423条には「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人・・・は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と示されている。法人格の分離原則からすれば、第一義的に損害を被っている主体は企業である。損害は、損害を受けたことに対する補填という機能と経営者を慎重に経営行動させる抑止機能を有している。

15 経営判断の原則は、ある経営意思決定について、その決定の過程に著しく不合理がなければ、取締役としての善管注意義務に違反しないというものである。将来のことは不確定であり、経営者に保守的な経営姿勢をさせないようにするための配慮である。著しく不合理という不確定概念を有しているため、任務懈怠責任の成否判断は明確ではない。

16 利益剰余金等とは、株主が拠出した資本の払い戻しとして、資本剰余金からの配当も行える。利益配当請求権は、株主が企業の利益分配される配当を受取る権利であり、会社法上、剰余金の配当を受ける権利に該当する。

17 株主代表訴訟とは、取締役の企業に対する責任を追及するために、株主が企業に代わって取締役を訴えることができる制度である。企業と取締役との間で法的紛争になった場合には、監査役が企業の代表者として、取締役と対峙することになる。しかし、監査役は取締役会に出席する権限と義務を有している等、取締役の意思決定に少なからず関与している可能性もある。我が国では実務上、取締役と人的交流のある人物を監査役にしていることもあり、監査役は取締役に対して、訴える権利行使を行わないという、提訴懈怠の危険性がある。そのため、株主代表訴訟という制度が会社法874条で設けられている。

株主代表訴訟では、原告である株主が損害賠償請求を行い、被告である取締役等と訴訟を行う。原告が勝訴した場合は、損害賠償金は取締役から企業に対して金銭の支払いがなされるため、株主に支払われるものではない。上場会社の会計法上の公開会社の株主は6ヵ月前から株主である者、それ以外の企業の株主は株式保有期間の要件はなく株主である者が提訴できる。

2019年会社法の改正で、株主代表訴訟を含めた役員等のための訴訟費用を企業が補償できるように法整備されたが、補償される費用の範囲については明確にされていない(会社法430条の2)。株主代表訴訟を行った株主は、勝訴しても賠償金の金銭を受け取ることはできないため、請求額に関わらず、納付する手数料は13,000円とされている(会社法847条の4第1項)。

最近の事例では、未だ判決がなされていないが東京地裁の東電株主代表訴訟がある。

18 人件費負担については退職金、社会保険料等にも言及する必要があるが論文の構成上省略する。

育導入の困難性が伺える²⁰。

そこで、大学における会計リテラシー教育では、全学生に対して、企業会計を含めた国及び自治体等、社会の中で会計の果たす役割を示し、会計情報の入手方法といった情報検索力を養うことが初年次教育で求められる。その後、入門的な企業における財務三表の読み方について理解させ、学生の興味・関心を引き起こせるような会計リテラシー教育が必要である。上記の事例については今後の研究課題とする。

また、卒業生等の実務家による税理士、公認会計士、国税専門官、公務員、経理職等といった会計専門職の視点から見た会計リテラシーについて学生へ教授することも実社会で利用されている会計情報を修得させるという意味で有効であると考えられる。上記の会計専門職に将来従事する学生を増加させることで持続的、かつ、その時代に即した会計リテラシー教育を講義展開できる²¹。

さらに、複式簿記から、取引について会計帳簿へ記入を行い財務諸表が作成されるまでの簿記一巡を習得させるためには専門的な知識及び技術が要求され、中学校等に幅広く会計リテラシー教育を導入させるという視点から、上記の指導内容は望ましくない。解決するためには、誰でも複式簿記による帳簿記入が行える教材を開発することが重要である²²。今後は、AI (Artificial Intelligence) が発展し、会計ソフト等から自動的に取引記録が行われるようになれば、会計の専門知識がない生徒または学生も会計業務に携わることが可能になる。

最後に、会計不正について触れる²³。会計不正には、経営者の利益操作等による粉飾決算、従業員による企業が所有する資産の流用等があげられる。日本公認会計士協会 (2022) によれば上場会社等における会計不正の件数について、2018年3月期は29件、2019年3月期は33件、2020年3月期は46件、2021年3月期は25件、2022年3月期は31件であり、会計不正が事実として発生しているのがわかる。

会計不正は企業のみならず国・地方自治体等でも発生する可能性があり、全学生が会計不正に巻き込まれる恐れがある。そのため、会計不正により生じる社会的な信用の喪失や会計に携わる者の倫理観を養わせることも必要である。

4. むすびに代えて

本稿では、働き方の多様化に伴い、会計教育の視点から大学における初年次教育の方向性を考察した。業界を代表する株式会社電通と株式会社タニタは、2017年以降に従業員の個人事業主化という新しい働き方を導入した。これは、正社員を雇用するために必要な人件費負担の問題と経営者の受託責任を果たすために導入される可能性が明らかになった。そこで、すべての社会人が自己責任のもと複式簿記により作成した財務諸表から税務申告、経営管理を行う可能性があり、大学において全学生に向けた会計リテラシー教育が求められる。

19 日本公認会計士協会 (2022) 「中学校における『会計基礎教育』対応状況調査 (第2回) の結果について」 5頁。同調査は、全都道府県の公立及び国立大学附属の中学校を300校抽出し、調査票を郵送して調査されたものである (回答118校、回収率39.3%)。

20 授業で取り扱わない理由としては、公民の授業時間が足りない、教科書に「会計」の記述がない、教員自身の知識が十分でない、指導方法がわからない、学習指導要領解説での言及を知らなかったという回答が、同調査から示されており、時間的制約及び指導法の事例の少なさが問題視されている。

21 千葉商科大学には、会計教育の実践の場として会計教育センター「瑞穂会」があり、日本商工会議所主催簿記検定試験3級から1級講座を年3回、税理士試験簿記論、財務諸表論講座を開講して、会計に携わる社会人を育成している。毎年全国平均合格率よりも高い合格率で合格者を輩出している。
URL: <https://www.cuc.ac.jp/career/licence/mizuho/index.html> (アクセス2023年6月13日)。

22 完全な複式簿記ではないが、複式簿記の帳簿記入が誰でも行えるICT帳簿の教材を開発し、大学の文化祭等の学校行事を利用して会計情報を活用した会計教育事例は行っている (渡邊圭 (2019) 「ICT活用による簿記教育発展の可能性—高等学校における会計帳簿に関する簿記教育の検討」『会計教育研究』5、千葉商科大学会計教育研究所、22-29頁。)

複式簿記の優位性について、岩田 (1956) や石川 (1996) も論じており、複式簿記を否定するものではない (岩田 (1956) 『利潤計算原理』同文館、4頁。石川純治 (1996) 『経営情報と簿記システム 改訂版』森山書店、3-12頁。)

渡邊 (2016) も「複式簿記を単なる純粋計算技法として捉える形式的接近法と複式簿記を企業簿記ないし商業簿記として捉える実質的接近法に二分して行う分析手法だけで、果たして複式簿記の本質にたどり着くことができるだろうか。はなはだ疑問と言わざるを得ない。簿記は、数学とは異なるものである」として、複式簿記を商人達の創意工夫から発生した歴史的産物であると述べている (渡邊泉 (2016) 『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館、107頁。)

23 日本公認会計士協会 (2022) によれば会計不正の定義を「粉飾決算と資産の流用」とされている (日本公認会計士協会 (2022) 「経営研究調査会研究資料第9号 上場会社等における会計不正の動向 (2022年度版)」16-17頁。)。また、Sutherland & Cressey (1934) は犯罪心理の視点から「動機」、「正当性」、「機会」の3要件が成立すると、犯罪行為を引き起こすと主張しており、会計不正についても当てはめることができる (平野龍一・所一彦訳 (1964) 『犯罪の原因—刑事学原論I—』有信堂、8-17頁。)。米澤 (2014) は上記の3要件を踏まえて会計不正の事例研究から考察を行っている (米澤勝 (2014) 『企業はなぜ、会計不正に手を染めたのか』『会計不正調査報告書』を読む』清文社。)

大学における初年次の会計リテラシー教育は、財務諸表を作成する知識及び技術ではなく、財務諸表の情報検索力、その情報を読み取るために必要な入門的な知識及び技術であることを主張した。また、会計不正は企業のみならず国・地方自治体等でも発生する可能性があり、全学生が会計不正に巻き込まれる恐れがあ

るため、会計に携わる者の倫理観を養わせることも求められる。今後は、会計リテラシーを浸透させるために、中学生や普通科に在籍する高校生等にも会計に興味・関心を持たせることができる教材を開発することが研究課題である。

参考文献

- [1] 石川純治 (1996) 『経営情報と簿記システム 改訂版』 森山書店。
- [2] 岩田巖 (1956) 『利潤計算原理』 同文館。
- [3] 武田隆二 (2008) 『最新財務諸表論 第11版』 中央経済社。
- [4] 平野龍一・所一彦訳 (1964) 『犯罪の原因—刑事学原論 I—』 有信堂。
- [5] 米澤勝 (2014) 『企業はなぜ、会計不正に手を染めたのか『会計不正調査報告書』を読む』 清文社。
- [6] 渡邊泉 (2016) 『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』 同文館。
- [7] 渡邊圭 (2019) 「ICT 活用による簿記教育発展の可能性—高等学校における会計帳簿に関する簿記教育の検討」『会計教育研究』 5、千葉商科大学会計教育研究所、22-29 頁。
- [8] 日本公認会計士協会 (2019) 『会計基礎教育の歴史と現況』 日本公認会計士協会出版局。
- [9] 日本公認会計士協会 (2022) 『経営研究調査会研究資料第9号 上場会社等における会計不正の動向 (2022 年度版)』。
- [10] 文部科学省 (2017) 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説社会編』。